

平成20年9月12日

社団法人 金融先物取引業協会

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1. 処分対象外務員が所属する会員名

ヒロセ通商株式会社

2. 処分対象外務員の役職名

内部監査室取締役

統括部長

3. 法令等違反行為の概要

内部監査室取締役は、平成17年6月頃、その業務に関し、平成17年6月までの外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）に係る勧誘活動において、当社がFX取引に興味があるとした見込客については、改正金融先物取引法が施行される同年7月1日以降も継続して受託契約等の締結の勧誘を行うことを統括部長らに指示し、これを受けた統括部長らは、平成17年7月以降、当社が雇用したパート職員及び派遣社員に当該指示を伝え、統括部長及び当該パート職員等は、多数の見込客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行っていた。このような状況の中、統括部長及びパート職員1名は、平成17年7月から同18年12月までの間、少なくとも見込客延べ346名に対し電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行い、このうち、同18年3月から同年11月までの間、少なくとも41名の顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、同年3月から同年12月までの間、これらの顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を継続した。

これらの行為は、金融先物取引法第76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び同規則第4条に違反するものであり、当該外務員は法第64条の5第1項第2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

内部監査室取締役：外務員の職務停止5週間

統括部長：外務員の職務停止4週間

以上